議案第１１０号

久喜市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

久喜市土地区画整理事業施行規程(平成22年久喜市条例第208号)の一部を次のように改正する。

第17条中「又は第3号」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、土地区画整理法が改正されたことから、関係規定の整合を図るため、この案を提出するものであります。